

恵庭市PPPに関する 基本方針《資料編》

(行政改革推進本部 改定案)

平成28年3月
改定 平成30年 月

北海道恵庭市

【目次】

| | | |
|--------------|--|----------|
| 参考資料1 | 主なPPP／PFI手法 | 1 |
| 1. | 公共施設等のPPP／PFI | 1 |
| (1) | 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式 | 1 |
| (2) | 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式 | 2 |
| (3) | 公共施設 PPP/PFI 手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者 | 3 |
| (4) | 公共施設 PPP/PFI 事業の類型 | 3 |
| 2. | 公的不動産有効利活用（PRE） | 4 |
| (1) | PRE の民間活用の方法 | 4 |
| (2) | 主な事業手法 | 4 |
| (3) | その他の公的不動産利活用手法 | 5 |
| (4) | 基本的な検討の流れ | 5 |
| 3. | その他のPPP・公民連携に係る事業手法 | 7 |
| 参考資料2 | PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改訂版） 概要 | 9 |
| 1. | 基本的な考え方 | 9 |
| 2. | 事業類型ごとの考え方 | 9 |
| 3. | 推進のための施策 | 10 |
| (1) | 実効性のある優先的検討の推進 | 10 |
| (2) | 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 | 10 |
| (3) | 公的不動産における官民連携の推進 | 10 |
| (4) | 民間提案の積極的活用 | 10 |
| (5) | 情報提供等の地方公共団体に対する支援 | 11 |
| (6) | 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用 | 11 |
| 4. | 事業規模目標 | 11 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|----|
| 参考資料3 | PPP／PFI優先的検討 補足 | 12 |
| 1. | 優先的検討規程の策定対象 | 12 |
| 2. | 優先的検討対象 | 12 |
| (1) | 優先的検討の対象事業 | 12 |
| (2) | 対象事業の例外 | 12 |
| (3) | 評価を経ずに行う PPP/PFI 手法導入の決定する場合 | 12 |
| (4) | 優先的検討を省略する場合 | 12 |
| (5) | 簡易な検討のみ省略する場合 | 13 |
| 3. | 簡易な検討における費用総額比較について | 13 |
| (1) | 費用総額比較で考慮すべき費用項目 | 13 |
| (2) | 従来型手法における事業費の設定（PSC の設定） | 14 |
| (3) | PPP/PFI 手法における削減率等の数値の設定 | 14 |
| (4) | その他（資金調達コスト、割引率）の数値の設定 | 14 |
| (5) | 「簡易な評価」の実施（VFM の算出） | 14 |
| 4. | 詳細な検討における検討項目（例） | 14 |
| 参考資料4 | 指定管理制度の検証（平成 28 年度） | 15 |
| 1. | 次期更新における管理運営体制の検討方針 | 15 |
| 2. | 更なるインセンティブの付与 | 16 |
| 3. | 指定管理者制度から新しいPPPへの移行（公民連携の更なる推進） | 16 |
| 参考資料5 | 参考とした国の資料一覧 | 17 |

参考資料1 主なPPP／PFI手法

1 公共施設等のPPP／PFI

(1) 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式

① PFI手法

| BTO方式 Build-Transfer-Operate | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 ・サービス購入型のPFI事業等で広く採用られており、採用されている施設の種類は多岐にわたります。 ・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定されます。 ・業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務範囲</th><th>設計</th><th>建設</th><th>維持管理・運営</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約形態</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>民間の契約主体</td><td></td><td>事業契約</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>特別目的会社(SPC)が多い</td><td></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 | 業務範囲 | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | 契約形態 | ○ | ○ | ○ | 民間の契約主体 | | 事業契約 | | | | 特別目的会社(SPC)が多い | |
|---|--|---------------------------|---------|----|---------|------|---|---|---|---------|--|------|---|--|--|---------------------------|---|
| 業務範囲 | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約形態 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間の契約主体 | | 事業契約 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 特別目的会社(SPC)が多い | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ・民間事業者が利用料金収入を直接受取るなど民間事業者の裁量の余地が広いPFI事業等で採用されています。 ・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広くなっています。 ・業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BOO方式 Build-Own-Operate | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時に施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 ・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができるPFI事業等で採用されています。 ・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。 ・業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 ・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託するPFI事業等において採用されています。 ・業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務範囲</th><th>設計</th><th>建設</th><th>維持管理・運営</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約形態</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr> <td>民間の契約主体</td><td></td><td>事業契約</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>特別目的会社(SPC) 又は民間企業グループ</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。 | 業務範囲 | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | 契約形態 | ○ | ○ | × | 民間の契約主体 | | 事業契約 | — | | | 特別目的会社(SPC) 又は民間企業グループ | — |
| 業務範囲 | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約形態 | ○ | ○ | × | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間の契約主体 | | 事業契約 | — | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 特別目的会社(SPC) 又は民間企業グループ | — | | | | | | | | | | | | | | |
| BT方式 Build-Transfer | <ul style="list-style-type: none"> 既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 ・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するPFI事業等において採用されています。 ・業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 ・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するPFI事業等において採用されています。 ・業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

② PFI 手法以外の手法

| DBO方式 Design-Build-Operate | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の分野等で、PFI手法と並び採用されています。 ・資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキームです。 ● 業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>設計</th><th>建設</th><th>維持管理・運営</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>契約形態</td><td>工事請負契約</td><td>建設会社又は</td><td>事業契約</td></tr> <tr> <td>民間の契約主体</td><td>JV(設計会社と建設会社)</td><td></td><td>特別目的会社(SPC)が多い</td></tr> </tbody> </table> | | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | 業務範囲 | ○ | ○ | ○ | 契約形態 | 工事請負契約 | 建設会社又は | 事業契約 | 民間の契約主体 | JV(設計会社と建設会社) | | 特別目的会社(SPC)が多い |
|---|---|--------|----------------|----|---------|------|---|---|---|------|--------|--------|------|---------|---------------|--|----------------|
| | 設計 | 建設 | 維持管理・運営 | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務範囲 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約形態 | 工事請負契約 | 建設会社又は | 事業契約 | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間の契約主体 | JV(設計会社と建設会社) | | 特別目的会社(SPC)が多い | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

① PFI 手法

| | |
|--------------------|---|
| 公共施設等運営事業(コンセッション) | <ul style="list-style-type: none"> ● 利用料金を收受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を收受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。 |
| O方式 Operate | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。 |

② PFI 手法以外の手法

| | |
|---------|--|
| 指定管理者制度 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。 |
| 包括的民間委託 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設(プラント等)で採用されています。 |

(3) 公共施設 PPP/PFI 手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

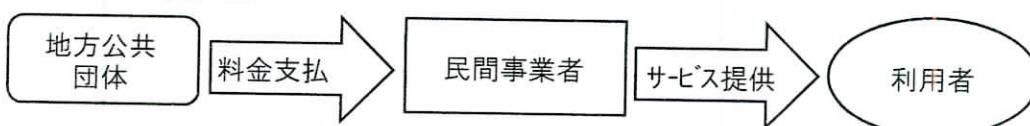
| PPP/PFI手法 | | 官民間の 契約形態 | 業務範囲 | | | | |
|---|-------------------|-------------------------|----------------|---------------|---------------------|-----------------|------------|
| | | | 設計 (Design) | 建設 (Build) | 維持管理 Maintenance | 運営 (Operate) | 施設の 所有者 |
| 改 修 共 ・施 設 維 行 持 の う 管 設 方 理 計 式 、 、 運 建 營 設 等 ・ | BTO | 事業契約 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 |
| | BOT | 事業契約 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 |
| | BOO | 事業契約 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 |
| | BT | 事業契約 | 民間 | 民間 | — | — | 公共 |
| | RO | 事業契約 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 |
| | DBO | 設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 |
| 公共 施 設 を 行 維 持 方 理 ・ 運 營 等 | 公共施設等運営権(コンセッション) | 事業契約 | — | — | 民間(※1) | 民間 | 公共 |
| | O方式 | 事業契約 | — | — | 民間 | 民間 | 公共 |
| | 指定管理者制度 | 指定(行政処分) | — | — | 民間 | 民間 | 公共 |
| | 包括的民間委託 | 委託契約 | — | — | 民間 | 民間 | 公共 |

※1 PFI 法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含みます。）も含まれているため、既存施設（利用料金を徴収する施設に限る。）の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

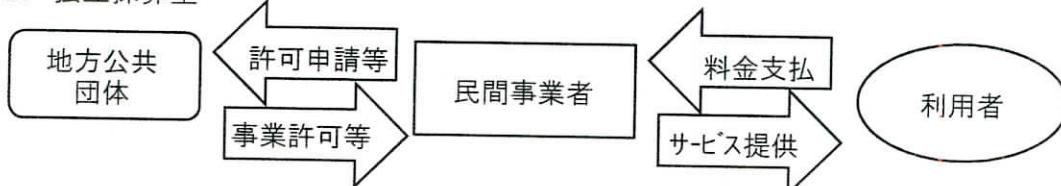
(4) 公共施設 PPP/PFI 事業の類型

公共施設の PPP/PFI 事業は大きく 3 つに分類できます。

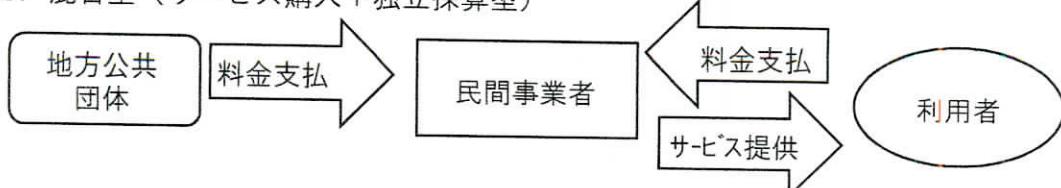
A. サービス購入型



B. 独立採算型



C. 混合型（サービス購入 + 独立採算型）



2. 公的不動産有効利活用（PRE）

（1）PREの民間活用の方法

| | | |
|------------|------|--|
| 売却 | | <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第238条に規定される公有財産のうち、同条第4項に規定される「普通財産」に該当するもの、つまり特定の行政目的に使用されている「行政財産」以外の土地及び建物が対象。 将来的にも公共として利用する予定がないPREが対象。 |
| | 普通財産 | <ul style="list-style-type: none"> 一般的に普通財産であるPREの貸付けは、立地条件等から売却が適切でないと判断される場合や政策目的等により用途が定められている場合等に用いられる。 期間を定めて貸付けを行う「定期借地方式」により活用されることが一般的。 |
| 貸付け | 行政財産 | <ul style="list-style-type: none"> 行政財産の貸付けは、地方自治法上原則として行うことができないが、例外規定により、一定の条件を満たせば貸付けや地上権など、私権の設定を行うことが可能。 また、行政処分として、(その用途又は目的を妨げない限度において)行政財産の一部を民間事業者に使用させることができる。 |
| セール＆リースバック | | <ul style="list-style-type: none"> 一旦民間事業者にPREの所有権を譲渡した上で、当該民間事業者からその全部又は一部を賃借し公共施設として当該PREを使用する手法。 公共側は資産売却の対価を得ることができ、管理コストの負担を軽減することができる一方、賃料支払が必要となる。 |

（2）主な事業手法

【土地】

| 事業手法 | 概要 |
|---------|--|
| 条件付き売却 | 条件を付して、公有地を民間に売却する方式。 |
| 普通借地権 | 公有地に更新拒絶に正当事由を有する借地権を設定する方式。 |
| 定期借地権 | 公有地を法定更新のない定期借地権として民間に設定し、施設等の設計・施工・運営を民間が行う方式。一般定期・建物譲渡特約付・事業用に区分される。 |
| 等価交換 | 公共が公有地を提供し、民間（デベロッパー）が建物の建設費を負担する共同建設方式。建築物完成後、土地評価額に相当する建物の持分（区分所有権）を取得する。 |
| 処分型土地信託 | 公有地を土地信託により民間が活用する方式（民間が施設等の設計・施工・運営を行い、信託による利益を行政に還元）売却方式条件を付して、公有地を民間に売却する方式。応用として、宅地造成型・マンション・オフィス分譲型・処分竣工型等が図れる。 |
| 賃貸型土地信託 | 公共・収益施設併設型等の方式がある。 |

【施設等】

| 事業手法 | 概要 |
|-------------|---|
| 譲渡 | 公共が建設した施設を民間に無償又は有償で譲渡し、民間に管理運営を担わせる方式。 |
| 貸与 | 施設等を民間に無償又は有償で貸与し、民間に管理運営を担わせる方式。 |
| 転用（コンバージョン） | 現状の建物用途を変更して、新たな用途で建物を再生、利活用する方式。建替に比べ、短期間かつ経済的メリットがある。 |
| 賃借 | 形態として、借家（普通・定期借家権）、リース方式がある。 |

※この中でも特に定期借地権の活用が一般的といわれる。

(3) その他の公的不動産利活用手法

①広告事業

市の広告媒体を活用し、得られた収入を市政の財源として活用する事業。

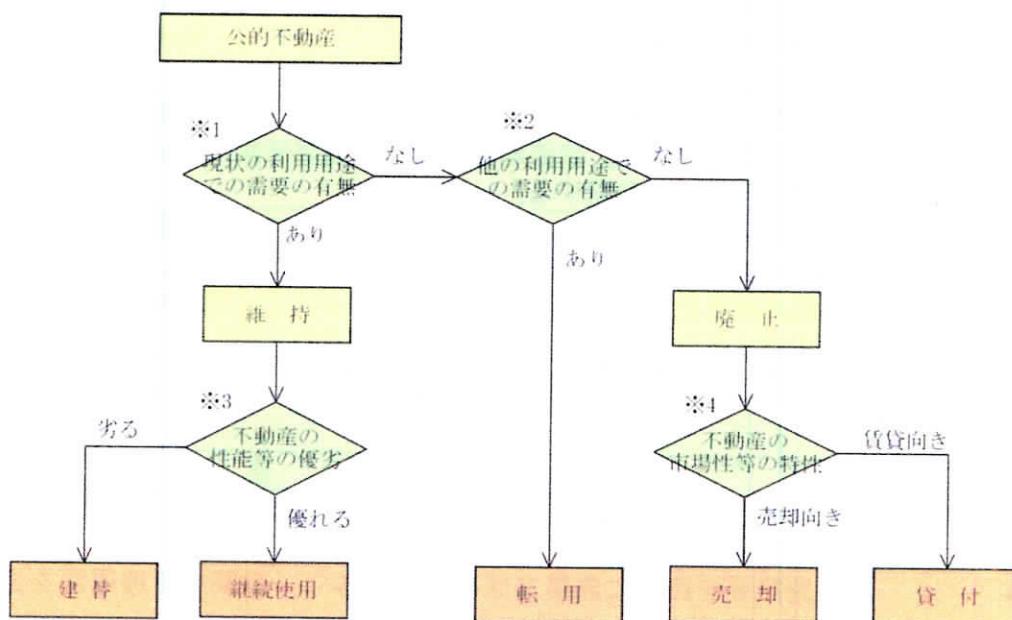
EX. 窓口用封筒・ホームページ・広報印刷物・市営バスなどに広告枠を設け、その販売のほか、得られた収入を各種政策事業に充てる。

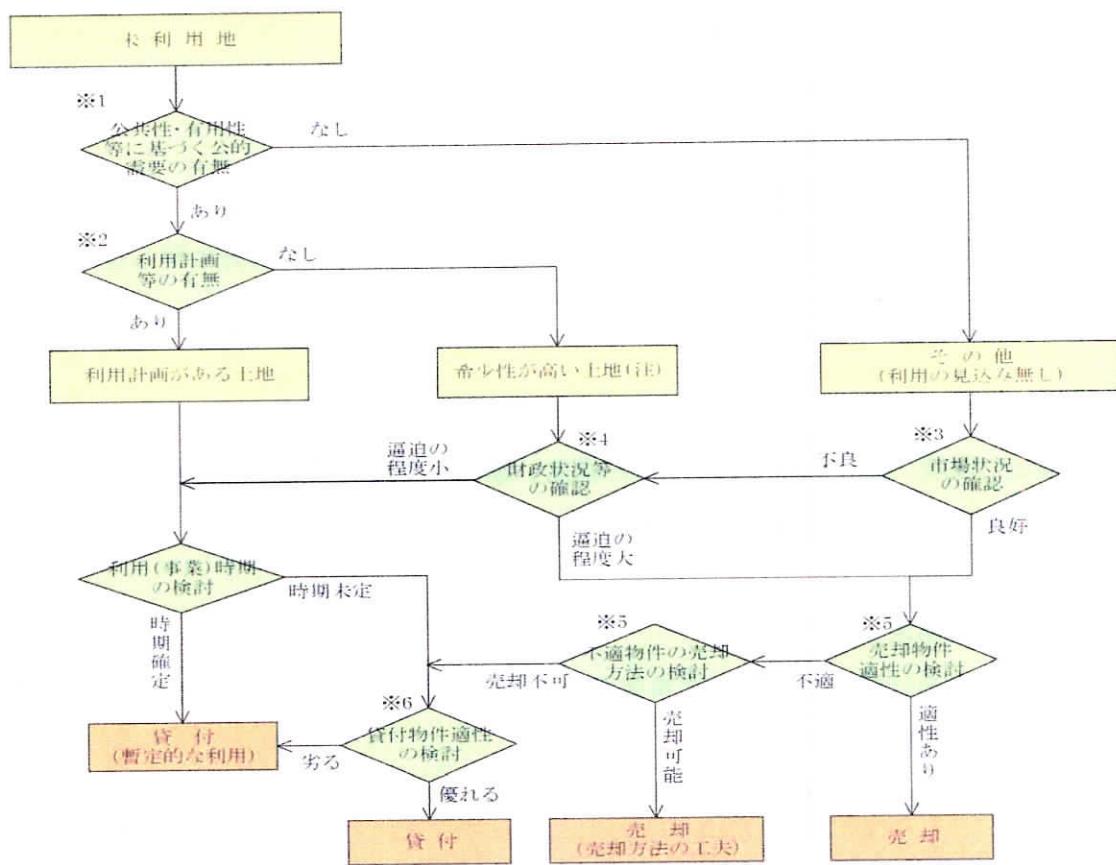
②ネーミングライツ(命名権)

ネーミングライツとは、民間事業者(ネーミングライツパートナー)との契約により、スポーツ施設や文化施設等に提案者の企業名や商品ブランド名等を冠した「愛称」を付ける権利を付与し、その対価を活用して、施設の運営・管理に役立てる仕組み。

EX. 施設以外のバス停のネーミングライツ(停留所名に愛称を使用し、バス停の標柱や社内放送等で案内)

(4) 基本的な検討の流れ





3. その他のPPP・公民連携に係る事業手法

◆アウトソーシング

一般的な外部委託。

◆ソフト事業

まちづくりに関し、民間事業者との連携により協定を結ぶもの。幅広い事業分野にわたるものや、防災のための災害時における物資提供等など特定の分野に関し協定を結ぶものがある。

①包括連携協定

福祉・環境・防災・まちづくりなど幅広い事業分野における民間事業者との連携を長期継続して進めるために協定を締結する事業。

②事業連携協定

特定の事業分野において民間事業者との連携を長期継続して進めるために協定を締結する事業。

EX.災害時の情報共有、物資提供、人・物の輸送等に関する協定

③共同事業

民間事業者の実施する事業に市が協力し、協働で実施する事業。

※市場化テスト

行政が担う公共サービスについて競争原理を導入することにより、公共サービスの提供のあり方を変えようとするもの。基本的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の両面で最も優れた者がサービスの提供を担う仕組みとなっている。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく「特定公共サービス*3」に関し市場化テストを実施し、民間が担うこととなった場合の特例*4 が定められており、公共しか担えない分野を市場開放するという意義がある。

*3 特定公共サービス

以下の証明書等の交付申請受付及び引渡しに関する業務をいう。

- ①戸籍謄本等 ②納税証明書 ③住民票の写し等 ④戸籍の附票の写し ⑤印鑑登録証明書

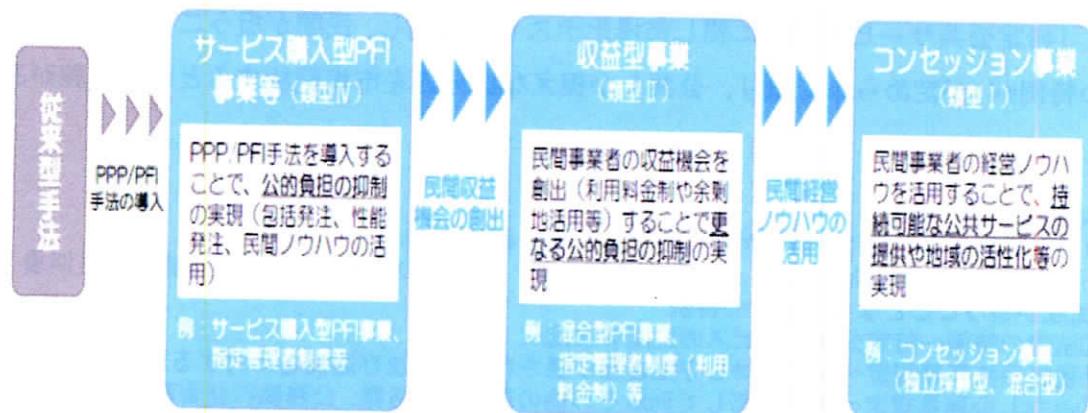
*4 民間が担うこととなった場合の特例

- ①法律の特例～特定公共サービスの民間の実施
- ②秘密保持義務規定～民間に対し守秘義務が課されること及び違反者に対する罰則の適用
- ③みなし公務員規定～職務に関して刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪等）の適用
- ④監督規定～事業者に対する報告の徴収と立入検査等の実施

参考資料2 PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改訂版） 概要

1. 基本的な考え方

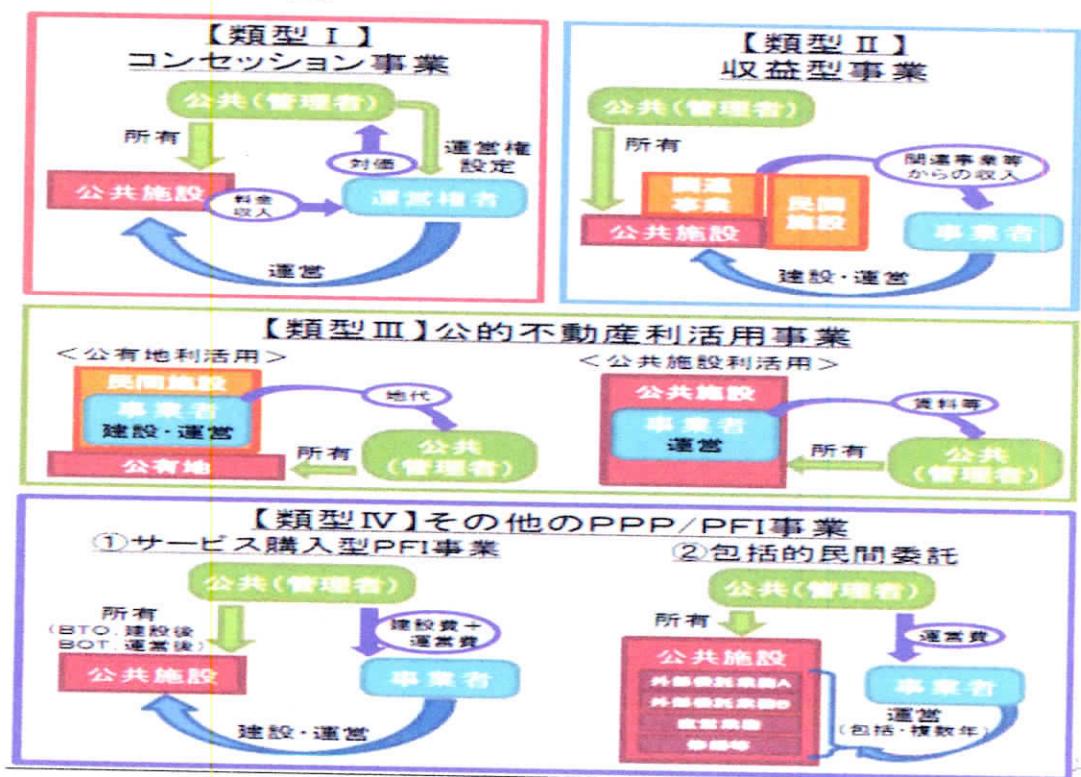
新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制 ⇒ 経済財政一体改革への貢献



※低未利活用の公的不動産を有効活用することで、地域の「価値」や住民満足度を高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出する公的不動産利活用事業（類型III）の推進も重要

2. 事業類型ごとの考え方

【各類型のスキーム図】



類型Ⅰ

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）

- ・インバウンドの拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野で積極的活用。

類型Ⅱ

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（収益型事業）

- ・独立採算型から混合型（サービス購入＋独立採算型）まであるが、公的負担を抑制する観点から積極的活用。

類型Ⅲ

公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）

- ・まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の「価値」や住民満足度を高め、新たな投資やビジネス機会を創出。その際、民間提案を積極的に活用。

類型Ⅳ

その他のPPP／PFI事業

- ・サービス購入型PFI事業や指定管理者制度から成る。PPP／PFI活用のファーストステップとして、積極的活用。

3. 推進のための施策

（1）実効性のある優先的検討の推進

- ・公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定から実行に入る数年間においてPPP／PFIの検討を行うことが重要
- ・地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る

（2）地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

- ・地域の民間事業者がイニシアチブを発揮し、主体的役割を果たせるような枠組みづくりが必要
- ・産官学金で構成された地域プラットフォームの形成を推進し、官民対話の場として機能できる仕組みを検討

（3）公的不動産における官民連携の推進

- ・低未利用の公的不動産を有効活用し、官民連携により地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに新たな投資やビジネス機会を創出することが重要

（4）民間提案の積極的活用

- ・民間事業者に対し適切な情報提供を行うことが重要であり、民間提案に係る負

担の軽減、応答義務と結果の通知、窓口の明確化等を図る

- ・地域プラットフォームについて民間提案を引き出す場として活用

(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

- ・地方公共団体等の実務担当者が、必要な情報を容易に得られる環境を整備
- ・案件形成に向けて高度な検討が必要な事業には検討段階に応じた継続的支援

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

民間資金等活用事業推進機構を積極的に活用し、地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしを進める。

- ・コンセッション事業等の拡大を踏まえ民間のインフラ投資市場の成長に寄与

4. 事業規模目標

21兆円（平成25～34年度の10年間）

コンセッション事業7兆円、・収益型事業5兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す）、公的不動産利活用事業4兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す）、その他事業5兆円

参考資料3 PPP/PFI 優先的検討 補足

◎以降は国で示す、基本的な考え方であることから今後市内において当市における基準を検討する必要がある。

1. 優优先的検討規程の策定対象

- ・公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体(地域の実情を踏まえる)
- ・これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい

2. 優优先的検討対象

(1) 優优先的検討の対象事業：次の①及び②の両方を満たすもの

①次のいずれかに該当する事業

- ア. 建築物又はプラントの整備・運営に関する事業
- イ. 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業
- ウ. その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業

②次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ア. 事業費の総額が10億円以上
- イ. 単年度の運営費が1億円以上

(2) 対象事業の例外

次の①～③のいずれかの事業は、優优先的検討の対象外

- ①. 既にPPP/PFI手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ②. 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ③. 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

(3) 評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定する場合

同種の過去の実績(他自治体のものを含む。)に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切と認められる場合は、評価の実施を省略し、当該PPP/PFI手法の採用が可能。

(4) 優优先的検討を省略する場合

次の①及び②の両方を満たす場合に簡易・詳細な検討の両方を省略することができる。

- ① PPP/PFI手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があること

② PPP/PFI 手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例

※ ①及び②の両方を満たす例：指定管理者制度

(5) 簡易な検討のみ省略する場合（詳細な検討は実施）

次の①又は②のいずれかに該当する場合に簡易な検討を省略できる。

① PPP/PFI 手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、PPP/PFI 手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例であること（例えば施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業）における BT0 方式）

② 民間提案がある場合であって、客観的な評価により導入が有利とされている PPP/PFI 手法

3. 簡易な検討における費用総額比較について

(1) 費用総額比較で考慮すべき費用項目

簡易な検討を行う対象となった PPP/PFI 手法について、費用総額比較を行います。その際に考慮すべき費用項目は以下のとおりです。

| | ①BTO・BOT・BOO・RO | | ②DBO | | ③BT | | ④公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託 | |
|----------------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------|------------------------|
| | PSC | PPP/PFI | PSC | PPP/PFI | PSC | PPP/PFI | PSC | PPP/PFI |
| 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 公共施設等の運営等の費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ |
| 利用料金収入 | 事業による | 事業による | 事業による | 事業による | - | - | 事業による(公共施設等運営権方式の場合必須) | 事業による(公共施設等運営権方式の場合必須) |
| 資金調達に要する費用 | ○ | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | - | - |
| 調査に要する費用 | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ※ |
| 税金(SPCに係るもの) | - | ○ | - | ○ | - | - | - | ※ |
| 民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)(SPCに係るもの) | - | ○ | - | ○ | - | - | - | ※ |

PSC : Public Sector Comparator の略。公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。ここでは、従来型手法の費用等をさす。

※公共施設等運営権方式及び O 方式の場合は計上することが必要な費用の要素

(2) 従来型手法における事業費の設定（PSC の設定）

- ・従来型手法における事業費（整備費、維持管理費、運営費、利用料金収入等）について、同種施設の事業費を参考とするなどにより設定を行う。

(3) PPP/PFI 手法における削減率等の数値の設定

- ・同種施設の事例等や、策定の手引及び本手引の削減率等の数値（整備費等の削減率及び利用料金収入増加率）を参考にしながら削減率等の数値の設定を行う

(4) その他（資金調達コスト、割引率）の数値の設定

- ・資金調達が必要な事業で民間資金の活用が考えられる場合には、官民の資金調達コストの設定を行う
- ・複数年にわたる公的財政負担を現在価値化して評価する場合は割引率の設定を行う

(5) 「簡易な評価」の実施（VFM の算出）

- ・次頁の「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」の活用等により、従来型手法と PPP/PFI 手法の財政削減額の計算を行う

4. 詳細な検討における検討項目（例）

- ①従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ②採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ③リスク分担の検討
- ④従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ⑤採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
 - 1) 適切な事業期間の検討
 - 2) 既存の公共施設等の状態に関する情報、リスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。）
- ⑥採用手法にBT0方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、適切な事業期間の検討

参考資料4 指定管理者制度の検証（平成28年度）※一部抜粋

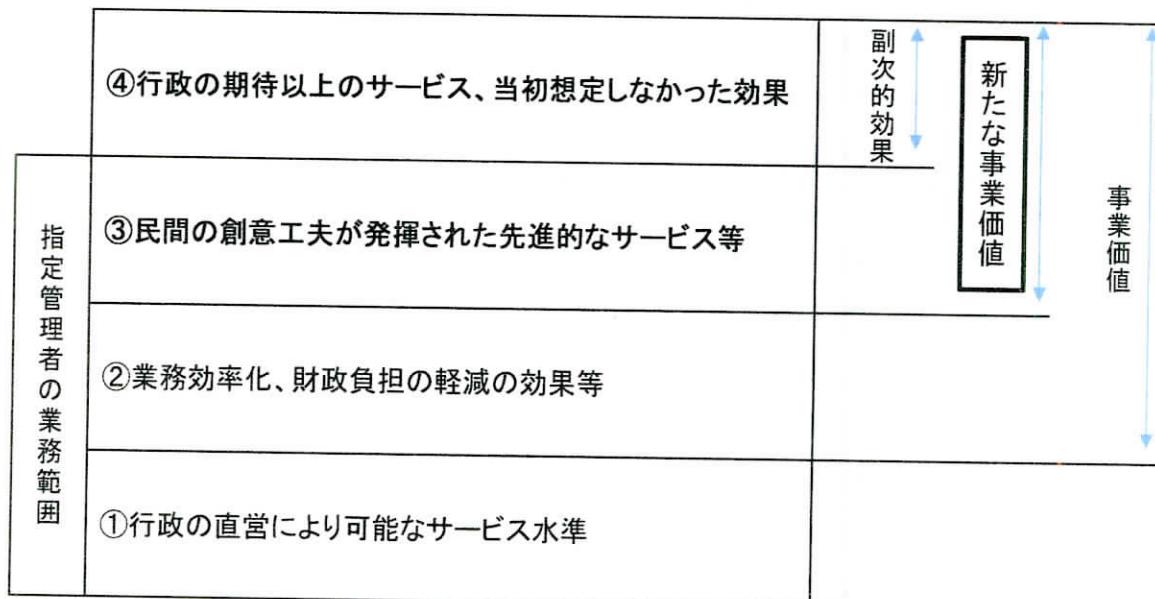
◎指定管理者制度の今後のあり方について（提言）

各所管においては、平成31年度に指定管理者制度の更新を向えるに当たり以下のことについて共通認識を持つことが重要と考える。

1. 次期更新における管理運営体制の検討方針

- ・サービス向上による市民還元の推進を第一義的に考慮すること。
- ・利用低下等の課題に対しては、要因対策を充分に検討し、仕様の見直しを図り、効果的な管理運営を目指すこと。
- ・指定管理者と連携し、新たな事業価値の創出に対し積極的に取組むこと。
(次頁図参照)
- ・サービス向上と共に経費縮減を図るため、収益性の向上を視野に入れた新しい手法導入に対し調査・研究を行うこと。

<図. 新たな事業価値の概念>



出典：一般財団法人地域総合整備財団「平成26年度指定管理者実務研究会報告書」

2. 更なるインセンティブの付与

利用料金制未採用施設、また採用施設においても指定管理者の意欲を今後も維持していくためには、更なるインセンティブの付与が必要であることから、例えば、次ぎのような事項についての制度化が必要と考える。

- ・指定の更新を数度受け、実績に基づいた信頼を得ている優良事業者に対する契約期間の延長や再指定の際の優位性を付与する。
- ・新たな事業価値創出の観点からも、民間提案の活性化のため優れた提案なし事業実施に対する優位性を強化する。

3. 指定管理者制度から新しいPPPへの移行（公民連携の更なる推進）

指定管理者制度や包括的民間委託は、民間事業者の役割の拡大を通じて将来的にコンセッション事業へと発展することが期待できるため、積極的活用を図るとともに、契約更新時等にコンセッション事業への移行の可能性を積極的に検討することが重要である。

出典：PPP／PFI推進アクションプラン平成28年5月18日 民間資金等活用事業推進会議

指定管理者制度だけで、公共サービスの提供を続けるのではなく、業務内容への関わり方や土地・建物の所有権等について検討することなどにより、「新たな民間による公共サービスの提供」へ移行する必要があるのではないかと考える。

当市においては、平成27年度末に「恵庭市PPPに関する基本方針」を策定したところであるが、当該内容を補完していくため国における「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」等を参考とし新たな民間との連携手法について、今後検討を進める必要がある。

参考資料5 参考とした国の資料一覧

| No | 資料名 | 発信元 | 備考 |
|----|--|------------------|--------|
| 1 | PPP／PFI推進アクションプラン(概要)(平成29年改定版) | 内閣府民間資金等活用事業推進室 | |
| 2 | PPP／PFI推進アクションプラン(本編)(平成29年改定版) | " | H29.6 |
| 3 | PPP／PFI推進アクションプラン(概要)H28 | " | |
| 4 | PPP／PFI推進アクションプラン(本編)H28 | " | H28.5 |
| 5 | 多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針 | 内閣府民間資金等活用事業推進室 | H28.3 |
| 6 | 多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針について(説明資料) | " | |
| 7 | PPP／PFI手法導入優先的検討策定の手引き | 内閣府民間資金等活用事業推進室 | H28.3 |
| 8 | PPP／PFI手法優先的検討規程運用手引き_01基礎、応用 | 内閣府民間資金等活用事業推進室 | H29.1 |
| 9 | PPP／PFI手法優先的検討規程運用手引き_02事例集 | " | |
| 10 | PPP／PFI手法優先的検討規程運用手引き_03参考資料 | " | |
| 11 | PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド | 内閣府／総務省／国土交通省 | H28.10 |
| 12 | 地方公共団体におけるPPP／PFI案件化に向けた庁内検討プロセスに関する事例研究(本編) | 総務省地域創造グループ地域振興室 | H29.3 |
| 13 | 地方公共団体におけるPPP／PFI案件化に向けた庁内検討プロセスに関する事例研究(概要) | " | |
| 14 | PFI事業の事例集 | 内閣府民間資金等活用事業推進室 | H29.6 |
| 15 | PFI事業の事例集(参考資料) | " | |
| 16 | 地方公共団体におけるPFI手法導入による課題とその対処方法に関する事例研修 | 総務省地域創造グループ地域振興室 | H29.3 |
| 17 | PRE戦略を実践するための手引書(2012.3 改訂版) | (国土交通省)PRE研究会 | H24.12 |
| 18 | 公的不動産の有効活用による官民連携事業事例集 | 国土交通省 総合政策局 | H26.7 |
| 19 | 公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化(本編) | 国土交通省 土地・建設産業局 | H28.3 |
| 20 | 公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化(概要) | " | |